

第7回 厚生科学審議会

－議 事 次 第－

日時：平成17年2月2日（水）
17：00～18：00
場所：厚生労働省省議室（9階）

【議 題】

1. 会長選出及び会長代理の指名
2. 健康危機管理部会の設置について
3. 厚生科学審議会に設置された分科会及び部会の活動状況について
4. その他

【配付資料】

- 資料1 厚生科学審議会委員名簿
資料2 健康危機管理部会の設置について（案）
資料3 厚生科学審議会に設置された分科会及び部会の活動状況について
- 参考資料1 厚生科学審議会関係規程
（1）厚生労働省設置法
（2）厚生科学審議会令
（3）厚生科学審議会運営規程
- 参考資料2－1 動物由来感染症に対する対策の強化について（意見）
参考資料2－2 新型インフルエンザ対策報告書
参考資料3 医学研究等における個人情報の取扱いの在り方等について

厚生科学審議会

氏 名	所 属
伊賀 立二	社団法人日本薬剤師会副会長
石井 みどり	社団法人日本歯科医師会常任理事
井原 哲夫	慶應義塾大学商学部教授
今井 通子	株式会社ル・ベルソ一代表取締役社長
井村 伸正	財団法人日本薬剤師研修センター一理事長
垣添 忠生	国立がんセンター総長
加藤 尚武	鳥取環境大学長
金澤 一郎	国立精神・神経センター総長
岸 玲子	北海道大学大学院医学研究科教授
倉田 毅	国立感染症研究所長
黒川 清	東京大学先端科学技術研究センター客員教授
坂上 恭助	明治大学理工学部教授
坂谷 光則	独立行政法人国立病院機構近畿中央胸部疾患センター院長
坂本 雅子	財団法人福岡市健康づくり財団理事長
新道 幸恵	青森県立保健大学長
水田 祥代	九州大学病院長
高橋 元彰	社団法人全国生活衛生同業組合中央会副理事長
竹中 登一	山之内製薬株式会社代表取締役社長
田中 平三	独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長
千野 直一	慶應義塾大学医学部名誉教授
寺岡 暉	社団法人日本医師会副会長
永井 良三	東京大学大学院医学系研究科循環器内科教授
長谷川 眞理子	早稲田大学政治経済学部教授
久道 茂	宮城県病院事業管理者
深山 牧子	東京都立豊島病院感染症科医長
眞柄 泰基	北海道大学大学院工学研究科特任教授
増田 レア	日本生活協同組合連合会理事
松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
南 砂	読賣新聞社編集局解説部次長
矢崎 義雄	独立行政法人国立病院機構理事長

健康危機管理部会の設置について（案）

1. 概要

テロも含む国民の生命、安全を脅かす事態である健康危機の発生時に、緊急の対応について知見を得ることを目的として「健康危機管理部会」を設置する。

2. 所掌

本部会の所掌は、原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関することとする。但し、他の分科会・部会の所掌に属するものを除く。

3. 組織

厚生科学審議会の下に設置する。当該部会の下に、NBCテロなど専門的な個別分野に関しては、必要に応じて委員会を設ける。

部会の事務局は大臣官房厚生科学課とする。

4. 委員の構成

感染症、食品、水、医薬品の専門家に加え、テロ対策も視野に入れ、核・放射性物質、生物剤、化学剤、救急医療、災害医療、地域保健、防災学などの専門家により構成される。その他必要に応じてオブザーバーを加える。

5. 部会の活動

- ・ 健康危機発生時には、必要に応じ部会を開催し対応方針等について議論する。
- ・ 定期的に年1－2回の定例会を開催し、健康危機管理に関わる事項について議論する。

厚生科学審議会の構成について

厚生科学審議会

[30名以内]

厚生労働省設置法（平成11年7月16日法律第97号）により設置

感染症分科会

厚生科学審議会令（平成12年6月7日政令第283号）により設置

感染症部会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を処理すること。検疫法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により厚生科学審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

結核部会

結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を処理すること。

生活衛生適正化分科会

厚生科学審議会令（平成12年6月7日政令第283号）により設置

科学技術部会

疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議すること。

医療関係者部会

保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。

疾病対策部会

特定の疾患（難病、アレルギー等）の疾病対策及び臓器移植対策に関する重要事項を調査審議すること。

地域保健健康増進 栄養部会

地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病対策に関する重要事項を調査審議すること。

生活環境水道部会

建築物衛生その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項及び水道に関する重要事項を調査審議すること。

生殖補助医療部会

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関する重要事項を調査審議すること。

医薬品販売制度改正 検討部会

医薬品のリスク等の程度に応じて適切な情報提供等がなされる実効性のある制度を構築するため、医薬品販売のあり方全般の見直しについて調査審議すること。

【新設】

健康危機管理部会

原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関することとする。但し、他の分科会・部会の所掌に属するものを除く。